

戦略Ⅰ.国際標準化

【3,4】アジア地域を中心とした共同研究開発プログラムの構築、アジア地域の標準化の組織的取組み

研究開発と国際標準化の一体的な推進、公正な性能評価のための認証システム強化等を目指した「アジア太平洋産業技術・国際標準化プログラム」が取りまとめられた（4月）。実施に必要な予算を要求中（平成22年度補正及び平成23年度）であり、その確保が必要。

【5】フォーラム標準を含む総合的な支援

情報通信分野について、審議会の組織再編等フォーラム標準にも対応した体制整備の方針が決定（10月）されるなど、取組が進められているが、来年度の支援実施に向け、具体的な支援対象の判断基準、支援策の在り方等について更なる検討が必要。

【6】国際標準化活動の専門家育成

日本規格協会を通じた研修等を実施しているが、新たな育成方法の更なる検討が必要。

【8,9】産業界の意識改革の促進、知的財産マネジメントの実践

経済団体との意見交換、全国規模の講演会、ヒアリング等が実施されているが、官民の窓口となる場（「知財ワーキンググループ」等）の設置に向けた具体化・スケジュール化が必要。

【10】公正な評価方法の研究・国際標準化の支援

特定戦略分野における戦略の策定過程において、性能・安全性等の評価手法が重視されているが、国内認証スキームの拡充に向けた施策の可能性についても、更なる検討が必要。

「知的財産推進計画2010」の進捗状況概要（戦略Ⅰ、Ⅲ関係）

戦略Ⅲ-1. ベンチャー・中小企業・地域

【1】新たな出願支援策の創設（例：「特許パック料金制度」）

特許庁において、中小企業や弁理士会等との意見交換を行っているが、検討は未だ不十分。新たな出願支援策の具体案を早急に固めることが必要。

【2】特許関係料金減免制度の拡充（対象となる中小企業の範囲、申請手続きの見直し）

産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会において、減免の対象となる中小企業の範囲拡大、申請手続きの簡素化の方向で検討が進められている。検討を踏まえ、特許関係料金減免制度を拡充することが必要。

【4】外国出願支援の拡充

外国出願助成制度の支援対象に従前の特許に加えて意匠及び商標を追加。平成22年度は10センターでの実施に留まる。地方公共団体に対し、外国出願費用助成制度への参画等の働きかけの強化が必要。

【5】ワンストップ相談窓口の整備

「課題解決型相談・コンサルティング事業」において、全国47都道府県にワンストップ相談窓口を設置し、基盤構築を実施中。（経済産業省）

地方農政局を中心として全国9箇所に、農林水産関係の知的財産の相談窓口を設置。窓口担当者等を対象とした研修を実施。（農林水産省）

今後は、各省庁で実施する支援策の連携、地方自治体や地域における支援機関とのネットワークの強化を図ることが必要。

戦略Ⅲ-2. 产学官連携

【15】产学官が出口イメージを共有して共創する場の構築

施設整備が進捗するとともに、実証・評価研究を支援する事業を実施している。（経済産業省）

知のプラットフォームは平成22年度より試行的実施。平成23年度概算要求中（20億円）、予算が確保される必要。（文部科学省）

【18】既存の大学知財本部・TLOの再編・強化

現行の产学官連携システムを抜本的に改革するため、複数大学等の強みを結集する产学官協働ネットワークシステムの構築事業等を実施している。大学の潜在力を発揮させるよう、产学連携機能の評価の在り方を含む产学官連携の強化の方策が必要。

【23】大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し

（例：①出願フォーマットの自由化、②新規性喪失の例外の拡大、③アカデミックディスカウントの改善）

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会（7月）において、①国内優先権制度の活用、②学術団体・博覧会の指定制度の廃止、③特許料金の見直しについて検討。大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。

「知的財産推進計画2010」の進捗状況概要（戦略Ⅰ、Ⅲ関係）

戦略Ⅲ-3. イノベーションインフラ

【25】知財活用を促進する制度整備（登録対抗制度の見直し）

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会（4月、8月）において検討が行われた。全体的に当然対抗制度の導入に肯定的。引き続き検討を行い、早急に特許制度小委員会でとりまとめが必要（年内目途）。

【26】営業秘密の保護強化

法務省と経済産業省との共同で「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」を立ち上げ検討を開始した（11月）。引き続き検討を行い年内に結論をとりまとめた上、法改正等必要な措置を講ずることが必要。

戦略Ⅲ-4. 国際知財システム

【32】特許審査ワークシェアリングの拡大

特許審査ハイウェイ（PPH）の対象国を拡大（スペイン（10月））。日米欧韓中の5大特許庁の枠組みにおける国際的なワークシェアリングの促進に向けた環境整備については、出願書類のデータ形式の国際標準化については重要性の認識の共有に留まる。各システムの具体的な構成の検討を行い、設計、構築を行うことが必要。

【33】特許法条約加盟に向けた制度整備（期間徒過により失われた権利の救済等手続きの見直し）

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会（7月）において検討が行われた。検討の方向性は、失われた権利の回復のための要件の緩和。引き続き検討を行い、早急に特許制度小委員会でとりまとめが必要（年内目途）。